

## 2022 年買付分のジュニア NISA および継続管理勘定非課税期間終了にともなう手続きのご案内

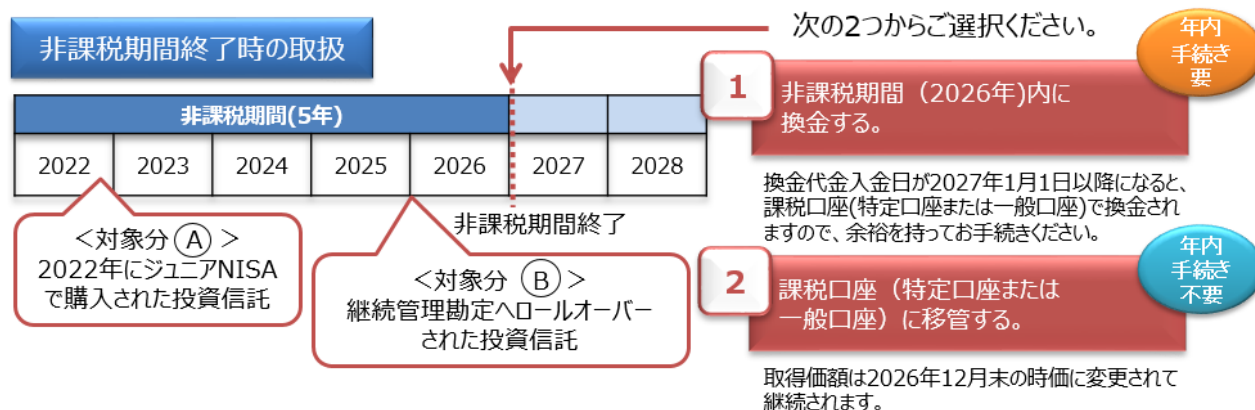
現在、ジュニア NISA および継続管理勘定にてお預りしている投資信託のうち、対象となる以下①②については、  
 本年末をもって非課税期間が終了します。

①2022 年にジュニア NISA で買付された投資信託（※ 1）

②継続管理勘定（※ 2）で保有されている投資信託

つきましては、下記のいずれかをご選択いただき、期日までにお手続きください。

### 2027年1月1日時点で18歳以上のお客さま の場合



(※ 1)



| ジュニアNISA← |      |      |      |      | →成人NISA |      |
|-----------|------|------|------|------|---------|------|
| 非課税期間(5年) |      |      |      |      |         |      |
| 2022      | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027    | 2028 |

2022年ジュニアNISAで購入された投資信託の非課税期間を延伸（ロールオーバー）することはできませんのでご注意ください。



(※ 2) 継続管理勘定とは？

ジュニアNISAの新規口座開設および購入が終了した2024年以降に非課税期間が終了する場合、口座開設者本人が18歳になるまで金融商品を保有することができる非課税枠です。  
 1月1日時点で18歳である年の前年12月まで非課税で運用することができます。

## ● お手続きについて

上記で選択いただいた番号にもとづき、期日までにお手続きください。

## 1

非課税期間(2026年)内に換金する。

年内  
手続き  
要

◆店頭にて換金のお手続きをお願いします。お手続きについてはお取引店へご相談ください。

非課税となる要件

**換金代金入金日(受渡日)が2026年以内であること**

◆お申込日ではございませんのでご注意ください。◆

※換金代金入金日はファンドによって異なります。

※年末はファンド休場日が増加します。余裕をもってお手続きください。

## 2

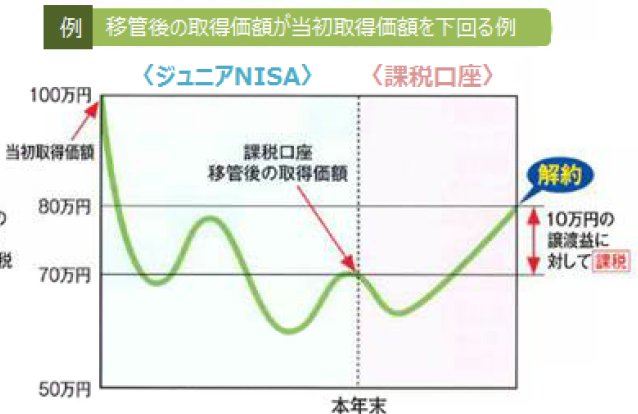
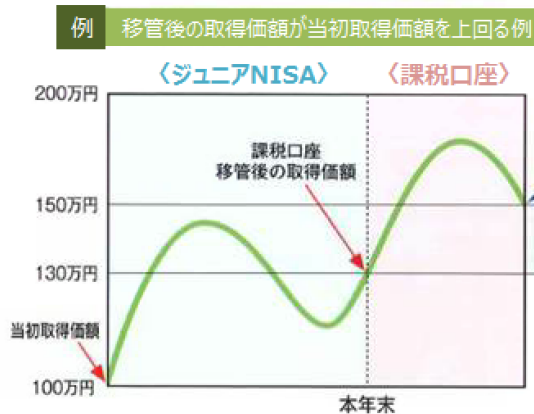
課税口座(特定口座または一般口座)に移管する。

年内  
手続き  
不要

◆お手続きは不要です。ただし、以下の留意事項にご注意ください。

## &lt;留意事項&gt;

- 非課税期間が終了する年の12月の最終営業日の時価が取得価額となり、課税口座(特定口座または一般口座)へ移管されます。(実際の取得価額ではありません。)
- 解約価額等と移管時の時価(取得価額)との差が譲渡益となるため、実質的には譲渡損失となる場合でも課税されることがあります。(下記「移管後の取得価額が当初取得価額を下回る例」の図を参照。)
- 収益分配金や譲渡益については課税されます。なお、譲渡損失が発生した場合は損益通算や損失の繰越控除が可能となります。



## ●注意事項

- ◆ジュニアNISAで投資可能であったファンドの中には、現行NISAの成長投資枠で運用できないファンドも含まれます。
- ◆ジュニアNISAで購入された分配金受取方法が再投資の場合、分配金は課税口座(特定口座または一般口座)でのお預りとなります。

## ●お問い合わせについて

お取引店の窓口へご連絡ください。

(窓口) 午前9時～午後3時、(電話) 午前9時～午後5時、(休業日) 土日祝

お取引店の  
電話番号はこちらから

以上